

一般利用規約

本契約は、「クライアントポータル」へのアクセス権限を取得するために本契約に同意する個人または法人（以下「お客様」と、以下の間で締結されます。

- (a) お客様が英国または欧州連合加盟国において居住している、または法人化されている場合は、Unit 18/19 The Reeks Gateway, V93 A2P4, Killarney, Irelandに主たる事業所を置くアイルランドで会社登記を行った**Straker Europe Ltd.**
- (b) お客様が日本において居住している、または法人化されている場合は、東京都中央区八重洲2-1-1 YANMAR TOKYO 12階に主たる事業所を置く日本で会社登記を行った**Straker Japan株式会社**
- (c) お客様が米国において居住している、または法人化されている場合は、3400 North Ashton Blvd., Suite 150, Lehi, UT 84043に主たる事業所を置くデラウェア州で会社登記を行った**Straker Translations Inc.**
- (d) その他の場合は、Level 2, 49 Parkway Drive, Rosedale, 0632, New Zealandに主たる事業所を置くニュージーランドで会社登記を行った**Straker Ltd.**

（本契約の目的上、関連事業体は、以下「**Straker**」）。

本契約は、お客様がクライアントポータルにサインアップ（および本契約への同意ボタンをクリック）した時点から、本契約が解約される、またはその他の方法で終了する日まで適用されます。

本契約は、**Straker**のサービスプロバイダーとしての義務、およびお客様の**Straker**の顧客としての義務を定めるものです。お客様は、本契約に同意しない限り、**Straker**のサービスを利用することはできません。

背景/経緯

- A. **Straker**は、80以上の言語で翻訳サービスおよびローカリゼーションサービスを提供するグローバル企業です。
- B. お客様は、継続的に翻訳サービスおよびその他のローカリゼーションサービスを必要とし、お客様が要求した際には**Straker**がかかるサービスの提供に従事することを希望します。
- C. **Straker**およびお客様は、**Straker**が、本利用規約に従い、お客様に翻訳サービスおよびその他のローカリゼーションサービスを提供することに合意するものとします。

本体条項

1 解釈および定義

1.1 本契約において、

「承認済みの見積」とは、お客様が**Straker**に対して書面で承認する旨を伝えた「見積」を指します。これにはお客様が**Straker**に対して「サービス」の開始依頼を書面で通知する場合、または、お客様が「見積」上の「承認 (Accept)」または「今すぐ注文する (Order Now)」をクリックする場合も含まれます。（ただし、お客様は、「見積」にいかなる変更を加えることはできません。お客様が、「見積」に何らかの変更を加えた場合、当該「見積」は、両当事者によって承認されないものとみなされます。）

「関連会社」とは、**Straker**の主要持株会社である**Straker Translations Limited**が直接的か間接的かを問わず、25%以上の持分を保有する世界中のあらゆる法人またはその他の事業組織を指し、その持分が株式か債券か、あるいは、議決権の有無を問わないものとします。

「本契約」とは、本「一般利用規約」を指します。

「アプリケーションプログラミングインターフェース (API)」とは、お客様が「原文資料」を電子的かつ合意された形式で**Straker**に提供できるようにするために**Straker**が開発したアプリケーションを指します。

「AI検証サービス」とは、生成人工知能を使用してコンピューターで翻訳の検証を実行するサービスを指し、定められた翻訳上のルール外で機能し（人手の関与や人間の確認は無し）、「承認済みの見積」に記載されます。

「クライアントポータル」とは、DeltaRay、Language Cloud、Verify、Swiftbridge、およびCloud AIと呼ばれる、顧客向けのStrakerのオンラインポータルを指します。

「お客様の校正者」とは、「翻訳校正プラットフォーム」を通じて「翻訳校正資料」にアクセスしてレビューを行うために、お客様が選択した個人または組織（お客様のスタッフ、代理店、フリーランスの翻訳者、またはその他の者を含む）を指します。

「機密情報」とは、一方の当事者が他方の当事者に対し、機密情報である旨を伝えて開示する専有情報、ノウハウ、データの一切（お客様の場合、「原文資料」、「成果物」を含む）を指します。ただし、以下の情報はこれに含まれません。(a) 公有財産に相当するもの、(b) 他方の当事者が情報の受領時点で既に知っていた情報、(c) 他方の当事者が情報を受領した後、第三者からの善意に基づいて随時入手可能な情報、(d) 他方の当事者が法律によって開示を求められた情報。

「契約」とは、「承認済みの見積」に記載されたサービスに関連して両当事者によって形成された拘束力のある合意を指します。

「訂正要求」は、第6.11条(a)項において当該用語に与えられた意味を有するものとします。

「与信取引アカウント」とは、お客様が、与信取引申請書にご記入いただき（全必要条件を満たし）、Strakerの財務チームまたは「関連会社」の財務チーム（該当する場合）の審査を経て利用可能になったアカウントを指します。

「データ」とは、Strakerまたは「関連会社」（該当する場合）に提供されたお客様のデータを指し、これには「原文資料」が含まれ、該当する場合、および文脈が許す場合は、個人情報が含まれるものとします。

「成果物」とは、「サービス」の結果として作成された最終成果物を指します。

「デスクトップ・パブリッシング」（DTP）とは、ページレイアウトおよびその他のスキルや技術（コンピュータを介したもの）を使用した文書の作成または修正を意味し、該当する場合は、「承認済みの見積」に明記されるものとします。

「編集サービス」とは、Strakerが関連する「原文資料」に関して「翻訳サービス」、「字幕作成サービス」、「ボイスオーバーサービス」、または「文字起こしサービス」を提供する場合に、2人目のStrakerの翻訳者による翻訳物の編集、またはお客様がStraker以外の者に翻訳作業を依頼したが、Strakerに翻訳物の編集を依頼した場合（この場合、お客様は翻訳前の言語のバージョンおよび翻訳後の言語のバージョンをStrakerに提供する必要があります）を意味し、該当する場合は、「承認済みの見積」に明記されるものとします。

「不可抗力事象」とは、天災、ストライキ、ロックアウト、戦争（宣言されているか否かを問わない）、封鎖、内乱、妨害、落雷、火災、地震、暴風雨、洪水、爆発、政府による拘束、暴動、騒乱、収用、禁止、介入または禁輸、産業の状況、電気、電気通信、あるいはその他の公益事業、またはネットワークにおける障害、または影響を受ける当事者の管理範囲内にないその他の事象を意味するが、以下は含まれないものとします。

- (a) 影響を受けた当事者が、合理的なコストで標準の合理的なケアを行使することによって回避できた、または克服できたであろう事象。
- (b) 何らかの理由で資金が不足した場合。

「著しい誤り」とは、「サービス」の提供における誤りを指し、以下を意味します。

- (a) 翻訳が正確であれば当該リスクは生じないのに、翻訳が製品のユーザーに対して潜在的な安全上のリスクを生じさせている。
- (b) 翻訳が正確であれば提示されないであろう攻撃的な文言が翻訳に含まれている。
- (c) 製品または本文の内容が誤って提示されている。
- (d) 原文の内容の意味が完全に失われている。

「ヒューマン・イン・ザ・ループ・ローカリゼーションサービス」とは、Strakerが関連する原資料に

関して、AI検証サービスまたは機械翻訳サービスを提供した場合に、Strakerの翻訳者が当該AI検証サービスまたは機械翻訳サービスからの成果物にさらに処理を加えて、当該成果物の正確性を検証するか、またはさらに1つ以上の他の言語に翻訳することを指し、該当する場合は、「承認済みの見積」に明記されるものとします。

「知的財産」とは、登録の有無にかかわらず、あらゆる著作権、商標、デザイン、特許、ドメイン名、コンセプト、ノウハウ、企業秘密、ロゴ、その他の類似の知的財産等を指します。

「通訳サービス」とは、対面、電話、その他の口頭による話し言葉の別の言語への翻訳を指し、該当する場合は、「承認済みの見積」に明記されるものとします。

「法域」とは、以下を意味します。

- (a) Straker Limitedが、本契約の契約当事者である場合はニュージーランド。
- (b) Straker Europe Limitedが、本契約の契約当事者である場合はアイルランド。
- (c) Straker Japan株式会社が、本契約の契約当事者である場合は日本。
- (d) Straker Translations Incが、本契約の契約当事者である場合はデラウェア州（米国）。

「ローカリゼーションサービス」とは、翻訳を、人々が異なる言語を話す、または同じ言語を話す特定の国や地域に適応させるプロセスを意味します。

「機械翻訳サービス」とは、従来の機械翻訳の手法、または固定された翻訳ルールの範囲外で運用される生成人工知能の技術のいずれかを使用して（人間の関与または確認を伴わない）コンピューターによって翻訳が実行されるサービスを指し（従来の技術または人工知能技術を使用するかどうかの決定は、Strakerの独自の裁量に委ねられる）、「AI検証サービス」は含まれず、該当する場合は、「承認済みの見積」に明記されるものとします。

「個人情報」とは、本契約の結果として、または本契約に関連してStrakerが受領する、個人の身元が明らかであるか、または情報もしくは意見から合理的に個人の身元が確認できる個人に関する情報または意見（データベースの一部を構成する情報または意見を含む）を指し、真実であるか否かを問わず、また、物質的な形式で記録されているか否かを問わないものとします。

「プラグイン」とは、お客様が「原文資料」をStrakerに提供できるようにするためにStrakerが開発した、第三者のアプリケーションへのプラグインを指します。

「プラグインライセンス契約」とは、お客様によるプラグインの使用を規定するライセンス契約を指します。この契約は、お客様に対して別途発行される場合があります、さらに/または、「プラグイン」のインストール時にお客様が同意する必要がある場合があります、さらに/または、「プラグイン」とともに表示される場合があります。

「プライバシー法」とは、「個人情報」の収集、利用、開示、保管、またはアクセス権の付与に関連する、適宜改正されるまたは置き換えられるすべての法律、原則、業界規範、およびポリシーを指します。

「見積」とは、お客様からStrakerに提供された「原文資料」に基づき、その後Strakerからお客様に発行された、サービスの完了予定納期および関連価格を意味します。お客様が同意した「見積」は、「承認済みの見積」になります。

「レビューサービス」とは、お客様が依頼した、Strakerが既に完了した「サービス」の2回目のレビュー、またはお客様がStraker以外の事業体に「サービス」を提供してもらったが、お客様がStrakerに「サービス」のレビューを依頼した場合（この場合、お客様は、Strakerに対し、元の「原文資料」およびこの「原文資料」に関連するその他の事業体が完了した翻訳サービスを提供する必要がある）のいずれかを意味し、「見積」に明記されます（適宜適用され、お客様への「見積」に詳述されます）。

「サービス」とは、「承認済みの見積」に明記されているサービスを指します。このサービスには、「AI検証サービス」、「デスクトップ・パブリッシング・サービス」、「編集サービス」、「ヒューマン・イン・ザ・ループ・ローカリゼーションサービス」、「通訳サービス」、「機械翻訳サービス」、「レビューサービス」、「字幕作成サービス」、「文字起こしサービス」、「翻訳サービス」、および「ボイスオーバーサービス」のいずれか1つまたはこれらを組み合わせたものが含まれます。

「原文資料」とは、「承認済みの見積」に明記されている、翻訳、字幕作成、文字起こしまたはボイスオーバーのために、お客様がStrakerに提出した文書またはオーディオもしくは動画記録を指します。

「Strakerの翻訳者」とは、Strakerまたはその関連会社（該当する場合）により雇用または契約され、本契約に基づきお客様に「サービス」を提供する人物を指します。

「字幕作成サービス」とは、音声録音の対話またはナレーションを翻訳または文字起こしして、画面の下部にキャプションを表示することを意味し、該当する場合は、「承認済みの見積」に明記されるものとします。

「文字起こしサービス」とは、音声またはビジュアルの録音の内容を記述またはタイプ入力すること（タイムスタンプの有無は問わない）を意味し、該当する場合は、「承認済みの見積」に明記されるものとします。

「翻訳サービス」とは、「原文資料」の1つ以上の他の言語への翻訳を指し、該当する場合は、「承認済みの見積」に明記されるものとします。

「翻訳校正」は、お客様がStrakerに提出したサービス依頼において、翻訳校正のオプションにチェックマークが付いていることを意味し、「見積」に「翻訳校正」（無料）が含まれている証明になります。

「翻訳校正資料」とは、（該当する場合）「原文資料」と、これに対応するStrakerによって用意された翻訳済みの資料（セグメントごとに並べて比較）を指し、Strakerによってまとめられて「成果物」になります。

「翻訳校正期間」とは、（該当する場合）2週間を意味します。ただし、「承認済みの見積」に別の期間が明記されているか、または当事者間で別段の合意がある場合を除きます。

「翻訳校正プラットフォーム」とは、「翻訳校正資料」が所在するStrakerが指定するロケーションを指します。

「ボイスオーバーサービス」とは、スクリプトに基づいて対象言語で音声を録音することを意味し、該当する場合は、「承認済みの見積」に明記されるものとします。

「ウェブサイト」とは、Strakerのウェブサイト (www.straker.ai) を指します。

「営業日」とは、法域における土曜、日曜、祝日以外の日を指します。

1.2 解釈

- (a) 本契約において、複数形への言及は単数形への言及を含み、逆もまた同様とします。
- (b) 本契約に挿入されている見出しは、参照の便宜を図るためのものであり、本契約の解釈に影響を与えるものではありません。

2 本契約の範囲

- 2.1 Strakerは、各「契約」で規定されるとおり、「サービス」および「成果物」をお客様に提供します。

3 期間

- 3.1 本契約は、本契約が両当事者によって署名された日に開始され、第16条に基づきいずれかの当事者によって解約されるまで継続します。

4 サービスの要求

- 4.1 Strakerに対してなされるサービスの各要求、およびStrakerに対する「原文資料」の供給は、本契約に従うものとします。すべての「原文資料」は、APIが提供するxmlファイル、Word、Excel、PowerPoint、Adobe InDesign（およびその他のStrakerと合意済みのもの）のいずれかのファイル形式を使用して、文書ごとにStrakerに提出されるものとします。
- 4.2 「翻訳」の依頼や「原文資料」のStrakerへの送付に関する契約は、「承認済みの見積」が存在しない場合、「承認済みの見積」が存在するまで、いかなるものも存在しません。「承認済みの見積」が存在した時点で、お客様とStrakerとの間で、見積に記載されている「サービス」に関する本件契約が成立します。
- 4.3 第4.4条に従い、Strakerは、お客様から、「クライアントポータル」で使用される手続またはStrakerがクライアントに提供するその他の手続に従ってなされた「サービス」の依頼を受領した後、「見積」を発行するものとします。
- 4.4 Strakerは、「原文資料」に攻撃的、猥褻的、法律違反、またはその他Strakerが独自に不適切と判断する内容が含まれている場合、（Strakerには「原文資料」の適切性や法的義務などを審査する義務はありませんが）「見積」の発行を拒否する権利、あるいはあらゆる「サービス」の提供を拒否する権利を留保します。

- 4.5 Strakerは、Strakerに継続的なアカウントをお持ちのお客様に、自動で生成される見積もりオプション（以下「自動承認見積」）を提供しています。お客様が、「自動承認見積」オプションを選択した場合、「見積」に記載された「サービス」に関して、お客様とStrakerとの間で自動的に契約が成立するものとします。お客様は、「自動承認見積」オプションの実行を希望する場合、本契約の締結時にStrakerに通知しなければならないものとします。お客様がこれを行わない場合、第4.3条に定めるプロセスが適用されます。
- 4.6 お客様は、(i) 過去12ヶ月以内にお客様に「サービス」を提供した「Strakerの翻訳者」またはStrakerと契約している第三者サービスプロバイダーに対して、お客様への「サービス」の提供のために、かかる人物や企業に直接依頼したり、(ii) 過去12ヶ月以内にお客様に「サービス」を提供した「Strakerの翻訳者」またはStrakerと契約している第三者サービスプロバイダーと「サービス」の提供のための直接的な関係（対価の有無を問わない）を結んではならないものとします。この第4.6条に違反した場合、Strakerはお客様との本契約を解約し、第16.6条の規定が効力を生じるものとします。
- 4.7 お客様は、過去12ヶ月以内にお客様にサービスを提供した「Strakerの翻訳者」またはStrakerと契約している第三者サービスプロバイダーから直接連絡を受け、お客様と関連する「サービス」についての話し合いを申し出る、お客様に「サービス」を提供することを申し出る、または「サービス」の利用可能性を宣伝または広告する（該当する場合）状況が発生した場合、速やかにStrakerに通知しなければならないものとします。
- ## 5 サブスクリプション
- 5.1 Strakerが提供するサブスクリプションは、各サブスクリプションの機能および制限、料金およびサブスクリプション期間の詳細を含め、「クライアントポータル」へのサインアップ時にStrakerのウェブサイトに記載されます。
- 5.2 お客様は、「クライアントポータル」へのサインアップ時に設定されたとおり、またはStrakerとお客様の間で合意されたその他の方法により、定期的にサブスクリプション料金を請求されるものとします（以下「請求サイクル」）。
- 5.3 サブスクリプションは、「クライアントポータル」を通じていつでもアップグレードまたはダウングレードすることが可能です。サブスクリプションのアップグレードは即座に有効になります（そして、お客様は現在のサブスクリプションと新しいサブスクリプションの差額を日割りで請求されます）。サブスクリプションのダウングレードは、次の「請求サイクル」の開始時から有効となります。
- 5.4 サブスクリプション料金は、各「請求サイクル」の開始時に請求されます。
- 5.5 サブスクリプションは、「クライアントポータル」へのサインアップ時に設定された期間（以下「サブスクリプション期間」）継続され、各「サブスクリプション期間」の終了時に、お客様が支払うべきすべての料金を支払っている場合に、同じ「サブスクリプション期間」で自動的に更新されます。お客様が、サブスクリプションの取消を希望する場合、お客様は「クライアントポータル」を通じてこれを行うことができます。取消は、現在の「サブスクリプション期間」の終了時に有効になります（つまり、お客様は、現在の「サブスクリプション期間」が終了するまで、支払うべきすべての料金を支払い続ける必要があります）。
- ## 6 サービスの提供
- 6.1 第6.2条から第6.16条は、機械翻訳サービスおよびAI検証サービスには適用されません。
- 6.2 Strakerは、お客様から該当するすべての支払金額を受領することを条件として、「承認済みの見積」に明記されたとおり、また、「見積」がお客様に発行された時点におけるStrakerの標準的な慣行および手順に従って、「サービス」を提供するものとします。
- 6.3 お客様は、「サービス」に関してStrakerが要求するすべての情報を（「クライアントポータル」、StrakerのAPI、または「プラグイン」を介して）提供し、かかるすべての情報が正確かつ完全であることを保証するものとします。
- 6.4 「プラグイン」を通じて情報が提供される場合、関連する「プラグインライセンス契約」が適用され、お客様による「プラグイン」の使用はすべて「プラグインライセンス契約」の対象となり、これに準拠しなければなりません。
- 6.5 Strakerは、異なる特定のサービスレベルで、サービスを提供します。お客様の責任で、要件に見合う望ましいサービスレベルを選択する必要があります。Strakerは「承認済みの見積」に記載するとおりを選択されたレベルのサービスを提供いたしますが、当該品質レベルがお客様のニーズに適切であるかどうか

かを確認する一切の義務はありません。

- 6.6 最初の見積時に「原文資料」から明白であった語数や翻訳の性質が変更になった場合、**Straker**には見積済みの料金の翻訳を完了する責任はないものとします。**Straker**は、必要に応じて、修正された作業に必要な調整済みの金額および変更後の納期を記載した修正版の見積をお客様に提供するものとします。修正後の正しい見積が受け入れられない場合、お客様は、「承認済みの見積」の取消を選択することができます。
- 6.7 お客様が「非営業日」に「サービス」を購入された場合、完了までの期間に若干の遅延が生じる場合があります。**Straker**は、遅延が発生しないよう最大限努めますが、遅延が発生する場合は、翌営業日に現実的に可能な限り早急に、お客様に通知するものとします。
- 6.8 **Straker**には、誤植やその他の誤りについて、「原文資料」の品質を確認する責任はありません。また、かかる誤りや脱落の質、かかる誤りや脱落が「成果物」の品質にどのような影響をおよぼすかわからず、「原文資料」に含まれる誤りや脱落を確認、あるいは修正する義務を負わないものとします。
- 6.9 **Straker**は、「サービス」が完了次第、お客様から料金全額を受領することを条件として、「成果物」をお客様に納品します。
- 6.10 **Straker**は、自社の納品時点の標準業務慣行および手続、または「見積」に明記されている内容に従って、「成果物」をお客様に納品します。**Straker**は、合理的な範囲で最大限の努力を払い、「成果物」を同意した納品日時に納品するか、特に指定の納品日時がない場合は、「承認済みの見積」を受領してから合理的な時間内に納品します。ただし、**Straker**は、当該期間内での納品に遅れが生じてもその責任を負いません。
- 6.11 第6.11条から第6.13条は、誤りを含む「成果物」に対するお客様の唯一の救済方法（法律で認められている範囲）を定めています。「成果物」に誤りがあるとお客様が判断し、**Straker**がその誤りを訂正することを希望する場合は、
- (a) お客様は、成果物の受領後10営業日以内に、以下のとおりに**Straker**に通知しなければならないものとします（以下「訂正依頼」）。**Straker**は、本条（6.11条(a)項）に定める、「成果物」の受領後10営業日以降の訂正依頼は受け入れないものとします。
 - (b) 「訂正依頼」の通知は、**Straker** (processing@straker.ai) まで電子メールで送付する必要があります。電話による「訂正依頼」は無効とします。「訂正依頼」には、案件番号、当該「成果物」の詳細、誤りの具体的な詳細を含める必要があります。
 - (c) 「訂正依頼」を受領した場合、**Straker**は、誤りを評価し、**Straker**が誤りがあることに同意する場合は、「訂正依頼」の受領後合理的な期間内に、誤りの性質および程度を考慮して、「成果物」を修正し再納品するものとします。
 - (d) 修正された「成果物」に依然として誤りが含まれているとお客様が判断した場合、お客様は、第6.11条(a)項に基づき、更なる「訂正依頼」を行うことができるものとし、かかる「訂正依頼」は、最初に「成果物」を修正して再納品した日から10営業日以内に**Straker**が受領する必要があります。
- 6.12 お客様が「与信取引アカウント」をお持ちの場合: 2つの「訂正要求」が行われて、お客様が「成果物」に「著しい誤り」があると判断した場合、お客様は以下の基準で払い戻しを要求することができます（以下「払い戻し要求」）。
- (a) 「払い戻し要求」は、お客様が2回目に修正された「成果物」を受領してから10営業日以内、または2回目の「訂正依頼」後に修正された「成果物」を受領していない場合は、2回目の「訂正依頼」から20営業日以内に受領されなければなりません。
 - (b) 「払い戻し要求」は、お客様の「アカウントマネージャー」、「プロジェクトマネージャー」、または client.support@straker.ai 宛に電子メールで書面にて送信し、**Straker**が受領するものとします。電話での要求は無効とします。「払い戻し要求」には、案件番号、依頼日、お客様名、お客様の連絡先、電子メールアドレスを含める必要があります。
 - (c) **Straker**が、「**Straker**の翻訳者」に「原文資料」を送付する前に、お客様は、適切な背景情報、概要、対象読者、語調、翻訳不要な単語、用語集を提供していなければなりません。
 - (d) 払い戻しは、2回の「訂正依頼」で確認された誤りに対してのみ行われ、新たに確認された誤りに対しては行われません。
 - (e) 払い戻しは、「著しい誤り」に対してのみ行われるものとします。

- (f) 全額払い戻しを要求する場合、お客様は、全額払い戻しを要求する際に、**Straker**が納品した当該「成果物/翻訳物」の一部または全部を、お客様が個人的な目的、ビジネス目的、商業目的またはその他の目的で使用しないことを明記した、お客様が承認した同意を**Straker**に提出しなければなりません。

6.13 お客様が「与信取引アカウント」をお持ちでない場合: **Straker**または関連会社（該当する場合は、第6.13条(a)項に従い、以下の場合、影響を受けた「サービス」に関してお客様に返金を行うものとします。

- (a) 翻訳が不要になった場合: お客様が第16.1条に基づいて契約を解約した場合（または契約の一部を解約した場合）。
- (b) 未納の場合: 電子成果物が、「承認済みの見積」に明記された納品日から4営業日を過ぎても納品されない場合。ただし、お客様が、**Straker**または関連会社（該当する場合は）が要求するすべての必要な情報を適時に**Straker**または関連会社（該当する場合は）に提供しなかった場合、または支払うべきすべての金額を支払わなかった場合は、返金が行われないものとします。
- (c) 要求と異なる成果物: お客様に納品された「成果物」が、「承認済みの見積」に明記されたお客様の要求する内容と大幅に異なる場合（例えば翻訳後の言語が間違っている成果物の場合）。
- (d) 成果物に「著しい誤り」が含まれている場合: お客様は、第6.11条に基づき返金を要求する権利を留保するものとします。

6.14 返金を行う場合、返金額はお客様が該当する「サービス」に支払った金額の総額から送料、手数料を差し引いた金額とします。また、当該「成果物」のお客様への納品から10営業日以内に以下の条件を満たした場合に限り、かかる返金を行うものとします。

- (a) 返金申請は、**Straker**または関連会社（該当する場合は）により、**Straker**のお客様窓口または client.support@strakergroup.com に送信される電子メールにより書面で受理されるものとします。（電話での申請は無効となります）。
- (b) 返金申請には、以下が明記されている必要があります。案件番号、依頼日、当該サービスを依頼した会社名、請求書宛名、必要なサービスを依頼した際に使用した電子メールアドレス、および当該サービスの料金の支払い方法（クレジットカード、現金、振り込みなど）。
- (c) **Straker**または関連会社（該当する場合は）がローカリゼーションサービスプロバイダーに「原文資料」を送付する前に、お客様が必要なチェックリストに記入し、適切な背景情報、概要、対象読者、語調、翻訳不要な単語、用語集を提供していなければなりません。
- (d) 該当する場合は、お客様は、**Straker**または関連会社（該当する場合は）が提案する訂正が有効でない理由を明確に説明している必要があります。
- (e) お客様が承認し、**Straker**または関連会社（該当する場合は）に提出された同意には、お客様は、**Straker**または関連会社（該当する場合は）が納品した当該「成果物」の一部または全部を、個人的な目的、ビジネス目的、商業目的またはその他の目的で使用しないことを明記する必要があります。

6.15 **Straker**が「著しい誤り」が発生したことに同意し、お客様に払い戻しを行う場合、お客様は、**Straker**が納品した当該「成果物」の一部または全部を個人的な目的、ビジネス目的、商業目的、またはその他の目的で使用しないことを明記したお客様の署名入りの書面を**Straker**に提出するものとします。

6.16 「翻訳校正」が適用される場合:

- (a) **Straker**は、「翻訳校正期間」中、お客様が「翻訳検証プラットフォーム」上で「翻訳校正資料」を利用できるようにします。翻訳校正アクティビティは、お客様が選択することで実施されるものであり、お客様は「翻訳校正資料」にアクセスする義務、または「翻訳校正資料」を確認する義務を負わず、**Straker**は、お客様、または「お客様の校正者」が確実にそれを行うようにする義務を負わないものとします。
- (b) お客様は、「翻訳校正期間」中、「お客様の校正者」が「翻訳校正プラットフォーム」上の「翻訳校正資料」にアクセスし、確認することを許可できるものとします。
- (c) お客様は、「お客様の校正者」を選出する責任を負い、**Straker**は、「お客様の校正者」のお客様の選択に関していかなる役割または責任も負わないものとします。
- (d) お客様が「成果物」に対して支払うべき金額を制限することなく、「翻訳校正」オプションは、**Straker**により無償で提供されますが、これは変更になる場合があります。本条項の規定が変更

された場合、お客様には合理的な通知が提供され、「翻訳校正プラットフォーム」を利用するための費用がいくらになるかが通知されます。

- (e) **Straker**は、「翻訳校正期間」の開始前に（**Straker**とお客様との間で別段の合意がない限り）、「承認済みの見積」に従い、お客様に「成果物」を提供し、「サービス」の対価をお客様に請求するものとします。
- (f) 上記(e)項を制限することなく、お客様が「翻訳校正期間」終了時まで「翻訳校正」を完了しない（または開始しない）場合、**Straker**は、「翻訳校正プラットフォーム」をオープン状態のままにしておき、お客様が「翻訳校正資料」を利用できる状態をさらに2週間維持するものとします。
- (g) 「翻訳校正」オプションの使用に関連してお客様にかかるコストや経費（「お客様の校正者」に支払う金額を含むがこれに限定されない）は、お客様の負担となります。
- (h) **Straker**は、「お客様の校正者」による「翻訳校正プラットフォーム」の使用または「翻訳校正資料」の使用について、一切の責任を負わないものとします。「翻訳校正資料」へのアクセス、使用または開示に関するあらゆる制限を「お客様の校正者」に課し、強制することはお客様の責任であり、**Straker**はこれをいかなる方法でも管理、制限または監視する義務を一切負わないものとします。

AI検証サービスおよび機械翻訳サービスに特有の条件

- 6.17 「機械翻訳サービス」が利用される場合、お客様は、「機械翻訳サービス」の出力を確認するために「AI検証サービス」を使用して、出力に対して正確性スコアを付与することができます。
- 6.18 お客様は、「AI検証サービス」および「機械翻訳サービス」からの出力を、「ヒューマン・イン・ザ・ループ・ローカリゼーションサービス」の一環として、「**Straker**の翻訳者」が確認することを要求できます。
- 6.19 お客様は、以下を承認し、同意するものとします。
 - (a) 「AI検証サービス」および「機械翻訳サービス」は、いずれもテクノロジーシステムによって実行されるものであり、「**Straker**の翻訳者」が行うものではありません。
 - (b) 人工知能や機械翻訳システムを使用した場合は100%正確ではなく、必ずしも人間が行う翻訳に代わるものとはなりません。
 - (c) 「AI検証サービス」および「機械翻訳サービス」からの出力は、お客様が当該「契約」の一環として、「ヒューマン・イン・ザ・ループ・ローカリゼーションサービス」を選択し、その料金を支払っている場合を除き、「**Straker**の翻訳者」による正確性の確認または検証は行われません。
- 6.20 お客様は、「AI検証サービス」または「機械翻訳サービス」（該当する場合）からの出力の正確性および適合性を検証するための「ヒューマン・イン・ザ・ループ・ローカリゼーションサービス」を受けないというお客様の決定に起因または関連して生じる一切の責任から**Straker**を解放し免責するものとします。

7 クライアントポータルライセンス

- 7.1 本契約の期間中、**Straker**は、お客様に対し、クライアントポータルにアクセスする権利を付与します。この権利は他者に譲渡することはできません。
- 7.2 お客様は以下のことを行ってはなりません。
 - (a) 不適切な方法、法律に違反する方法、人の権利（知的財産権やプライバシー権など）を侵害する方法、民事上または刑事上の責任を発生させる方法で、「クライアントポータル」にアクセス、または「クライアントポータル」を使用すること。
 - (b) 「クライアントポータル」の提供、または他者の「クライアントポータル」へのアクセスや使用を妨害または中断すること。
 - (c) 「クライアントポータル」にウイルスまたはその他の悪意のあるソフトウェアコードを取り込むこと。
 - (d) 「クライアントポータル」の不正バージョンまたは改変されたバージョンを使用すること（類似または競合するソフトウェアを構築する目的、または「クライアントポータル」への不正アクセスを取得する目的を含むがこれに限定されない）。

- (e) お客様がアクセスすることを明示的に許可されていないデータへのアクセス、またはサーバーやアカウントへのログインを試みること。
- (f) サービスビューローの利用、アウトソーシング、レンタル、再販、サブライセンス、単一ユーザーログインの同時使用、またはタイムシェアリングに関わる方法で「クライアントポータル」を使用すること。
- (g) **Straker**のネットワーク、アカウント、ホスト、または第三者のそれらにおけるユーザー認証またはセキュリティを回避すること。
- (h) 中傷的、攻撃的、虐待的、下品、威嚇的、嫌がらせ、または迷惑な資料を送信、発行、または通信するために、「クライアントポータル」にアクセスまたは「クライアントポータル」を使用すること。

8 トークン

- 8.1 お客様は、特定の機能またはサービスにアクセスする、または支払いを行うために、使用することで消費されるトークン（以下「トークン」）を発行される場合があります。お客様が使用する資格のある「トークン」に関する詳細は、「クライアントポータル」上に記載されます。「トークン」は、「クライアントポータル」を通じて追加料金にて購入することができ、その詳細は「クライアントポータル」上に記載されます。
- 8.2 「トークン」の購入はすべて最終的なものであり、返金不可となります。
- 8.3 また、**Straker**は、「トークン」を購入ではなくプロモーションプログラムの一環として無料で提供する場合があり、その場合、これらは、購入に適用されるあらゆる税金（売上税、使用税、付加価値税またはその他の取引税）が適用されません。
- 8.4 お客様は、「クライアントポータル」で利用可能な「トークン」数を表示することができます。
- 8.5 お客様が、「与信取引アカウント」を持っていない場合、「トークン」は1年後に期限が切れて、無効になります。お客様が、「与信取引アカウント」を持っている場合、「与信取引アカウント」が閉鎖されない限り、「トークン」は期限が切れません。上記にもかかわらず、「トークン」は本契約の解約または失効と同時に自動的に取り消されます。
- 8.6 割り当てられた「トークン」を使い果たした場合、追加の「トークン」を購入する必要があります。
- 8.7 「トークン」は法定通貨でも流通貨幣でもなく、現金との交換は不可である、**Straker**のみが承認するものです。お客様は、「トークン」の個人財産権を持たず、「トークン」は譲渡不可能となります。**Straker**は、「トークン」の譲渡、販売、贈与、または取引と称する行為を認めず、かかる行為を試みることは本契約の違反であり、その結果本契約および「クライアントポータル」および「サービス」へのお客様のアクセスを終了する場合があります。

9 料金と支払い

- 9.1 お客様は、「クライアントポータル」へのサインアップ時および各「承認済みの見積」に明記されているとおり、適用されるすべての料金を支払うものとします。
- 9.2 控除や相殺はなく、全額を支払う必要があります。
- 9.3 適用される付加価値税、適用されるその他税金、関税等がかかる場合は、請求額に加算されます。
- 9.4 支払いが期日までに行われなかった場合、
 - (a) **Straker**は、本契約に基づきお客様から支払われるべき金額について、(i) 年率10%、および(ii) 判決の前後にかかわらず、支払期日から実際の支払日まで、その時点の法定最高利率のいずれか低い方の利率により、当該金額について利息を請求できるものとします。
 - (b) **Straker**は、「サービス」の提供を中断して支払いを要求するか、または「サービス」や「成果物」の提供を取り止めることができます。また第16.2項に従い、独自の裁量で「契約」を解約できるものとします。
 - (c) **Straker**は、滞納料金を回収する代理人を指名することができ、お客様は、かかる代理人が滞納料金を回収することで発生する費用を支払うことに同意するものとします。
- 9.5 お客様が、必要なすべてのファイルを提供していない、または「サービス」を完了するために必要なそ

他の情報を提供していない結果として、「成果物」に遅れが生じ、「承認済みの見積」に記載される納期から異なってくる場合は、**Straker**は、すべての関連するファイルおよび情報を要求する通知をお客様に対して発行するものとします。この要求に**14日**以内に応じない場合、**Straker**は、「成果物」を完成したものとし、**14日**以内に支払いを行うよう最終請求書を発行する権利を有するものとします。

- 9.6 請求に関する異議申し立て お客様が、**Straker**から発行された正式な請求書(Tax Invoice) (以下「請求」)の項目または項目の一部について善意に基づき異議申し立てを行うことを希望する場合、お客様は、当該請求書の日付から**2ヶ月**以内に**Straker**に通知するものとします。お客様が、この期間内に**Straker**に異議申し立ての通知を行わなかった場合、お客様は、「請求」について異議を申し立てたり、異議申し立てを行った「請求」に関連して**Straker**に対してどのような苦情も申し立てることができないものとします。お客様は、以下の場合、異議申し立てを行った「請求」の支払いを保留することができます。

- (a) 支払期日までに、または支払期日が指定されていない場合は請求書の日付から**14日**以内に、異議申し立てのないすべての「請求」に対して支払っている。
- (b) **Straker**と協力し、異議申し立てを行っている「請求」を速やかに解決している。

Strakerが、間違いがあることに同意した場合、**Straker**は、お客様の次の請求書を調整し、または該当する場合は、(異議申し立ての金額まで) 返金するものとします。**Straker**が合理的かつ善意に基づいて行動し、間違いがないと判断した場合、**Straker**は、お客様に対し、**Straker**の判断の理由を書面で通知し、支払期日が既に経過している場合、お客様は、**Straker**が判断に関する通知書面を発行してから**7日**以内に未払い金額を支払うか、第**19条**に定める手続に従わなければならないものとします。

- 9.7 セットオフ。**Straker**が、お客様に対して支払い可能な払い戻し、値引きまたはその他の金額は、お客様が**Straker**に対して支払い義務がある債権またはその他の金額と相殺されるものとします。

10 知的財産権

- 10.1 本契約または「契約」は、「原文資料」または「成果物」における「知的財産権」の所有権を**Straker**に移転するものではありませんが、**Straker**は、お客様から支払われるべき金額が支払われていない場合、「成果物」をお客様に引き渡す義務を負わないものとします。
- 10.2 「成果物」におけるすべての「知的財産権」は、以下の条件を満たしている場合、当該「成果物」に対してお客様が全額を支払った時点でお客様に帰属します。
- (a) **Straker**は、「サービス」を提供する**Straker**の義務を制限することなく、「成果物」の内容が「原文資料」に起因するものである場合、当該「成果物」の内容に関して一切の責任を負わないものとします。
- 10.3 **Straker**が「契約」の実行にあたって使用するプロセス、手法、ノウハウの知的所有権は、すべて**Straker**がそのまま保有するものとします。「契約」のいずれの条項も、**Straker**の何らかの知的財産権を本件顧客に譲渡するものではありません。

11 機密情報と公表

- 11.1 両当事者は「機密情報」の機密性を認め、これに同意するものとします。
- 11.2 いずれの当事者も、いかなる「機密情報」も開示することはできません。ただし、以下の場合を除きます。
- (a) 自社の取締役、従業員、「**Straker**の翻訳者」、契約者、請負業者に対し、「契約」の履行に必要な範囲で開示する場合。
 - (b) 他方当事者が事前に書面で同意した場合。
 - (c) 専門顧問に開示する場合。
- 11.3 お客様は、以下の場合において、**Straker**がオーストラリア証券取引所(ASX)の上場規則に従い、お客様が**Straker**の顧客または**Straker**の関連会社(該当する場合)の顧客であることを公表する必要があることを承認するものとします。
- (a) **Straker**または関連会社が、お客様を顧客とすることにより発生する収益が**Straker**の収益予測を**10%以上**変更することになると合理的に予想する場合。
 - (b) または、オーストラリア証券取引所(ASX)の上場規則により、**Straker**がかかる発表を行う必要がある場合。

12 データおよびプライバシー

- 12.1 データ: お客様は、本契約および各「契約」で意図されている方法で「データ」を取り扱う権利および権限を有していることを保証します。Strakerまたはその関連会社（該当する場合）は、「サービス」および「成果物」提供の過程および目的においてのみ、「データ」にアクセスし、使用するものとします。
- 12.2 プライバシー: お客様は、
- (a) 本契約に基づき、適用されるプライバシー法を遵守しなければなりません。
 - (b) 本契約の期間中および期間終了後の両方において、
 - (i) 「個人情報」を誤用、紛失、または不正使用、不正アクセス、不正開示から保護するため、あらゆる合理的な手段（「個人情報」を許可なく第三者に開示しないことを含む）を講じます。
 - (ii) Strakerにプライバシー法違反を引き起こさせる可能性のある行為を行わないものとし、且つ
 - (iii) Strakerが要求した場合、プライバシー法に基づく苦情または調査を解決するためにStrakerに協力し、その他の合理的な支援を提供します。
 - (c) Strakerが、本契約に基づき、世界中どこからでも、または「契約」の履行に必要な範囲で「Strakerの翻訳者」、契約者もしくは請負業者を利用して「サービス」を提供することができることを認め、且つ
 - (d) あらゆる個人の「個人情報」の収集、使用、開示および保存に関連するものを含め、Strakerの「サービス」の使用に関連する情報を提供し、同意を得ることに同意するものとします。
- 12.3 英国およびの欧州連合加盟国のお客様に固有の条件: お客様が、英国または欧州連合加盟国に所在し、Straker Europe Limitedと契約している場合、「補遺1」の条件が本契約に適用されます。本契約で使用される条件は、「補遺1」に適用されます。
- 12.4 カリフォルニア州のお客様に固有の条件: お客様がカリフォルニア州に所在し、Straker Translations Inc.と契約している場合、「補遺2」の条件が本契約に適用されます。本契約で使用される条件は、「補遺2」に適用されます。

13 「Strakerの翻訳者」、またはStrakerあるいは関連会社の契約者または請負業者と直接の接触不可

- 13.1 お客様は以下を承認するものとします。
- (a) 「サービス」の提供に関するお客様の「契約」は、Strakerまたは関連会社（該当する場合）と締結されます。
 - (b) Straker または関連会社（該当する場合）は、本契約に基づくお客様への義務を履行する際、「Strakerの翻訳者」、契約者または請負業者を独自の裁量で使用することができます。
 - (c) Strakerも関連会社も、Strakerまたは関連会社（該当する場合）が契約を履行するために使用する「Strakerの翻訳者」、契約者または請負業者の詳細を提供しません。
- 13.2 お客様は、「Strakerの翻訳者」、Strakerまたは関連会社（該当する場合）と契約している契約者または請負業者に、「サービス」と同一または類似のサービス（以下「競合サービス」）を依頼または調達するために直接接合してはならず、また接合を試みてはならないことを了承し、同意するものとします。
- 13.3 第13.2項の制限を制限することなく、お客様が、「競合サービス」の提供のために、「Strakerの翻訳者」、またはStrakerもしくは関連会社（該当する場合）と契約している契約者もしくは請負業者の人物に会う場合、またはいかなる手段であれ、お客様がかかる人物の連絡先詳細を入手する場合、お客様は、「Strakerの翻訳者」、当該の契約者または請負業者に関連して以下を行ってはならないものとします。
- (a) お客様が必要とする「競合サービス」の説明を提供すること。
 - (b) お客様が必要とする「競合サービス」の見積または提案を依頼すること。
 - (c) 「競合サービス」を第三者に提供するために当該第三者に照会すること。
 - (d) 「競合サービス」の提供のために第三者を照会する、または「競合サービス」が提供される可能性について協議すること。
- 13.4 お客様は、Strakerまたは関連会社（該当する場合）と契約している「Strakerの翻訳者」、契約者または請負業者（またはお客様がStrakerまたは関連会社と契約していると合理的に疑うことができるローカリ

ゼーションサービスプロバイダー) から直接連絡を受けた場合、**Straker**または関連会社(該当する場合)と契約している「**Straker**翻訳者」、契約者または請負業者に、お客様のために「競合サービス」を引き受けさせてはなりません。

13.5 お客様は、以下の者から直接連絡を受けた場合、速やかに**Straker**または関連会社(該当する場合)に通知しなければなりません。

- (a) 「**Straker**の翻訳者」、**Straker**または関連会社(該当する場合)と契約している契約者または請負業者、または
- (b) **Straker**または関連会社(該当する場合)と契約している「**Straker**の翻訳者」、契約者または請負業者であるとお客様が合理的に疑うことができるローカリゼーションサービスプロバイダー、または
- (c) ローカリゼーションサービスプロバイダーが以下の状況にある場合。
 - (i) 「競合サービス」についてお客様と話し合うことを提案している。
 - (ii) お客様に「競合サービス」を提供することを提案している。
 - (iii) 「競合サービス」の利用可能性の宣伝または広告を行っている。
 - (iv) 本契約に基づき**Straker**または**Straker**の関連会社が行った業務について請求書を発行している。

14 お客様の保証

14.1 お客様は、**Straker**に以下を表明し保証するものとします。

- (a) 「原文資料」の所有権または「原文資料」を**Straker**に送付して「サービス」を依頼するために必要な権利をすべて所有しており、かつ「サービス」を依頼することにより、お客様がいかなる第三者の著作権も侵害しないこと。
- (b) **Straker**のシステム(「クライアントポータル」を含む)および/または「ウェブサイト」の機能に支障をきたすもの、あるいは支障をきたす可能性のあるものを、**Straker**、「クライアントポータル」、または「ウェブサイト」に送信したことがなく、将来的にも送信しない、および「ウェブサイト」、「サービス」、もしくは**Straker**と関連するその他のもの(機器、ソフトウェア、「原文資料」に埋め込まれているかどうかにかかわらずその他のあらゆるもの)に対して使用しないこと。
- (c) 本契約および各「契約」を締結し履行する権限を有し、かつ本契約および各「契約」上の義務を履行する能力を有していること。

15 Strakerの保証

15.1 **Straker**は、本契約および各「契約」を締結し履行する権限を有し、かつ本契約および各「契約」上の義務を履行する能力を有していることを保証します。

15.2 本契約で明示的に規定されている場合を除き、いかなる保証および利用規約も(目的や市販性への適合性に応じた保証や条件等も含むがこれに制限されない)、法律、慣習法などに明示的または暗示的に規定されているかどうかにかかわらず、法律の許す範囲で、**Straker**には適用されません。

16 契約および協定の解約

16.1 お客様は、事由なく、「見積」の承認後1時間以内(すなわち、「見積」が「承認済みの見積」となった後1時間以内)に**Straker**に書面で通知することにより、いつでも「契約」(またはこの第16.1項で述べるところの、「契約」の一部)を解約できるものとします。お客様は、この第16.1項に基づき、事由なく「契約」の一部を解約することができるのは、「承認済みの見積」に、不要になったサービスに対する別個の価格設定が明記されている場合のみとします。本項に基づき「契約」の一部を解約する場合、お客様は、解約通知の送付時に、不要になった「サービス」を明記する必要があります。

16.2 お客様が、支払期日を過ぎた料金を、**Straker**が支払い要請を書面で通知してから5日以内に支払わなかった場合、**Straker**は、お客様に書面で通知することによって、**Straker**が有するその他権利や救済措置を一切制限することなく、「契約」を解約できます。

16.3 いずれかの当事者は、相手方の当事者に関して1つまたは複数の「支払不能事由」が発生した場合、相手

方の当事者に書面で通知することにより、すべての「契約」および本契約を直ちに（または指定する日以降から）解約できます。本条項において、「支払不能事由」とは、当事者に関して以下を意味します（支払能力を継承するための再建または合併を目的とする場合を除く）。

- (a) 当事者の事業や資産に対して管財人、管理人、調査官、清算人が任命された、または当事者が債権者と譲渡、和解、または示談を始めている場合。
- (b) 当事者が支払期日にその債務を支払うことができないか、または何らかの法律に基づいてその債務を支払うことができないとみなされた場合、またはその債権者に対する支払いを停止した場合。もしくは
- (c) 当該法域において、(a)または(b)に類似することが発生した場合。

16.4 当事者が有するその他の解約権を制限することなく、一方の当事者は、相手方の当事者が以下の場合、相手方当事者への書面による通知により、「契約」を解約できるものとします。

- (a) 当該「契約」に基づく義務のいずれかに重大な違反を犯した場合。および
- (b) かかる違反の書面による事前通知から30日以内に当該違反を是正しない場合。

16.5 当事者が第16.4項に基づきすべての「契約」を解約する権利を留保し解約する場合、当該当事者は同時に本契約も解除できるものとします。

16.6 「契約」または本契約が終了した場合、

- (a) Strakerに対する未払い金は直ちに支払期限を迎え、債務になるものとします。
- (b) 「契約」または本契約（該当する場合）の条項で、その性質上、解約後も存続することが意図されているものは、完全に効力を有するものとします。

17 解約の結果

17.1 「契約」または本契約を解約した場合、「契約」または本契約（該当する場合）の条項で、その性質上、解約後も存続することが意図されているもの（この第17条を含むがこれに限定されない）は、完全に効力を有するものとします。

17.2 第16.1項に基づき、お客様が「契約」の全部または一部を解約した場合、当該「契約」（全部が解約された場合）または当該部分（一部が解約された場合）に対して支払うべき金額は無しになり、第17.3項は、当該「契約」（全部が解約された場合）または一部解約に関しては、解約された部分には適用されません。

17.3 第17.2項に基づき、お客様が「契約」または本契約を解約した場合は、以下が適用されます。

- (a) 「サービス」または「成果物」が提供された結果の請求金額は、支払期日に債務となり、
- (b) Strakerは、お客様に、以下に対する請求書を発行することができるものとします。
 - i. 請求書が発行されていない、解約日までに提供されたすべての「サービス」および「成果物」。および
 - ii. 本契約または当該「契約」に基づきStrakerがお客様に請求する権利を有し、請求書が発行されていない、解約日までに発生したすべての費用（Strakerの標準的な慣行に従って請求される）。

「クライアントポータル」へのサインアップ時および各「承認済みの見積」に明記されているとおり支払うものとします。

17.4 Strakerが「契約」または本契約を解約した場合は、以下が適用されます。

- (a) 「サービス」または「成果物」が提供された結果の請求金額は、支払期日に債務となり、
- (b) Strakerは、お客様に、以下に対する請求書を発行することができるものとします。
 - i. 請求書が発行されていない、解約日までに提供されたすべての「サービス」および「成果物」。および
 - ii. Strakerが独自の裁量で当該「サービス」および「成果物」の供給を完了した場合、解約日時点でまだ供給されていない「サービス」または「成果物」について、当該「契

約」に基づき支払われるべきすべての金額。

- iii. 本契約または当該「契約」に基づきStrakerがお客様に請求する権利を有し、請求書が発行されていない、解約日までに発生したすべての費用（Strakerの標準的な慣行に従って請求される）。

「クライアントポータル」へのサインアップ時および各「承認済みの見積」に明記されているとおり支払うものとしします。

18 責任

18.1 この第18条に含まれるいかなる条項も、Strakerの以下の責任を制限しないものとしします。

- (a) Strakerの過失に起因する死亡または人身傷害、または
- (b) 詐欺行為。

18.2 第18.1項に従うことを条件として、Strakerは、契約、不法行為（過失を含む）、法定義務の違反、またはその他のいかなる方法においても、以下の責任を負わないものとしします。

- (a) あらゆる経済的損失（収益、利益、契約、商取引または予想される貯蓄の損失を含む）。
- (b) のれんまたは評判の損失。または
- (c) 特別損害、間接損害、結果損害。
- (d) いかなる場合においても、かかる損失が本契約の日付において当事者の想定範囲内であったか否か、または本契約に起因してもしくは本契約に関連してお客様が被ったもしくはお客様に発生したものであるか否かを問いません。

18.3 第18.1項および第18.2項に従い、あらゆる「契約」に関するStrakerの最大累積責任は、当該「契約」に基づきお客様が支払った料金を超えないものとしします。

19 紛争解決

19.1 「契約」または本契約に関して両当事者間に何らかの紛争が発生した場合、あるいは「契約」または本契約に起因する状況、表明、行為に関して何らかの紛争が発生した場合、本第19条に定める手順に従わない限り、いずれの当事者もかかる紛争に関する司法手続きや仲裁手続きを開始することはできません。

19.2 紛争を開始した当事者（「第一当事者」）は、他方当事者（「第二当事者」）に対して紛争に関する通知を書面で行い、かつ当該通知において第一当事者の交渉代理人を記載しなければなりません。第二当事者は通知の受領後7日以内に、第一当事者に対し、書面で交渉代理人を通知しなければなりません。指名された代理人は、紛争を解決、解消する権限を有するものとしします。

19.3 両当事者が第一当事者からの書面による通知を受領してから14日以内に話し合いによって紛争を解決できなかった場合、両当事者は直ちに紛争を調停に付するものとしします。調停は、両当事者が合意した料金で調停人が行わなければならないが、当事者間の合意がない場合は、法域内で選ばれた調停機関が調停人を選出するものとしします。

20 贈収賄防止を含む法律の遵守

20.1 各当事者は、贈収賄および関連行為に関する法令および規制を含むがこれに限定されない、適用されるすべての法令および規制を遵守するものとしします。本条項の前段を制限することなく、各当事者は、米国海外腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practices Act)、英国贈収賄禁止法(Bribery Act)、およびニュージーランド機密情報委員会設置法(Secret Commissions Act)を遵守し、いかなる罪も犯さないものとしします。

20.2 各当事者は、政府関係者またはその他の者の行為もしくは決定に影響を与える目的で、「契約」もしくは本契約に関連して、またはお客様の場合はStrakerもしくはStrakerの関連会社に関して、当該当事者が事業もしくは不適切な利益を取得もしくは保持することを支援するために、直接的もしくは間接的な支払、支払の申し出、または支払の承認（金銭、贈与、約束またはその他のものによるかを問わない）を行ってならず、今後も行わないことを確認するものとしします。

21 一般条項

21.1 修正: 明記されている場合を除き、「契約」または本契約の修正は書面で行われ、両当事者が署名しない限り、効力を発しないものとしします。

- 21.2 譲渡: お客様は、Strakerの書面による事前の合意がなければ、本契約またはいかなる「契約」に基づく権利も譲渡してはなりません。Strakerの譲渡権を制限することなく、Strakerは、お客様の同意なく、本契約およびいかなる「契約」に基づく権利および義務もStrakerの関連会社に譲渡および/または更改できるものとします。Strakerは、譲渡時に、または譲渡のタイミングについてお客様に通知し、かかる通知のタイミングは、Strakerがかかる通知を行う際の法的な制約に従うものとします。StrakerからStrakerの関連会社への義務の移転に関して更改が必要とされる場合、お客様は、Strakerと協力し、必要な更改契約を適時に締結するものとします。ただし、必要な義務を履行できない事業体への更改に基づきお客様が真正な異議申し立てを行う場合、または更改契約に譲渡および更改の要件に対する追加の規定が含まれている場合を除きます。
- 21.3 完全合意: 各「契約」は完全かつ排他的な当事者間の合意による条項で構成され、当事者間の当該「契約」の主題に関わる全ての提案、事前の合意、口頭または書面およびその他のすべてのやり取りに優先します。本契約は、完全かつ排他的な当事者間の合意により構成され、当事者間の本契約の主題に関わる全ての提案、事前の合意、口頭または書面およびその他のすべてのやり取りに優先します。
- 21.4 輸出管理: 「成果物」の輸出に必要な輸出のライセンスまたは認可は、お客様の責任とします。
- 21.5 不可抗力 本契約にこれと異なる定めがあっても、いずれの当事者も、以下の場合、本契約に基づく義務（支払い義務を除く）の不履行または遅延について責任を負いません。
- (a) 不履行または遅延が「不可抗力事象」に直接起因する場合。
 - (b) 当該当事者が「不可抗力事象」を認識した時点で、速やかに、「不可抗力事象」の性質、予想される期間、影響を受ける義務、および「不可抗力事象」を軽減または救済するために当該当事者が踏む手順を書面で他方の当事者に通知する場合。
 - (c) 当該当事者が、「不可抗力事象」が本契約に基づく当該当事者の義務に及ぼす影響を軽減するために合理的な努力を払う場合。
 - (d) 当該当事者が、「不可抗力事象」の影響を受けない当該当事者の義務を履行する場合。および
 - (e) 「不可抗力事象」の影響を受けた義務の履行が、「不可抗力事象」の終了後、実行可能な限り速やかに再開される場合。ただし、90日以上継続する「不可抗力事象」が発生した場合、いずれかの当事者は、他方の当事者に書面で通知した上で、本契約を解約することができます。
- 21.6 独立した契約者: Strakerは、お客様に対して独立した契約者であり、あらゆる点において、お客様から独立しています。本契約もしくはいずれの「契約」も、一方の当事者を他方の当事者の提携先、代理人、被雇用者、合併企業とみなすものではありません。
- 21.7 訴訟費用 本契約またはあらゆる「契約」に関連して法的手続き（仲裁または上訴を含む）が開始または提起された場合、勝訴当事者は、法律で規定されている他のすべての金額に加えて、裁判官または仲裁人（該当する場合）が決定したとおり、合理的な弁護士報酬およびその他の専門家の報酬、ならびに当該手続きに関連して発生したその他すべての手数料、費用、およびあらゆる種類の経費を敗訴当事者から回収する権利を有するものとします。
- 21.8 分離条項: 「契約」または本契約のいずれかの条項、または当事者への適合性あるいは状況が無効であるか、無効になった場合、または一定程度に限って執行不能な場合、「契約」または本契約の残りの部分とその適合性は影響を受けず、引き続き法律が許す範囲で最大の効力を有するものとします。
- 21.9 優先順位: 「承認済みの見積」と本契約の間に矛盾または不一致が見られる場合は、本契約が優先されます。ただし、「承認済みの見積」に明記された料金は、本契約に記載された料金または価格情報よりも優先されます。
- 21.10 可分性: 本契約または「契約」のいずれかの条項が何らかの理由で無効、執行不能または違法と判断された場合でも、本契約または「契約」（該当する場合）は、削除されたものとみなされるかかる条項から切り離して、その他の完全な効力を有するものとします。
- 21.11 停止: Strakerは、Strakerの制御がおよばない理由で義務の履行が不可能になった場合に限り、「契約」に基づく義務の履行を停止することができます。
- 21.12 権利放棄: 一方の当事者が何らかの権利または救済措置を履行しなかった場合、履行できなかった場合、または履行が遅れた場合、当該当事者は自身が有する他のすべての権利や救済措置を放棄したものとみなされます。

22 通知

- 22.1 各「契約」に基づく通知は、書面により、電子メールにて以下に送付されなければならないものとします。
- (a) Strakerの場合、legal@straker.ai、または
 - (b) お客様の場合、お客様が「クライアントポータル」にサインアップするために使用した電子メール。

- 22.2 郵便で送付された通知は、海外宛に郵送されてから10日後、およびアイルランド国内に郵送されてから3日後に受領されたものとみなされ、電子メールで送付された通知は、送信者が何らかの送達不能通知を受領していない限り、送信時に受領されたものとみなされます。

23 贈収賄防止を含む法律の遵守

- 23.1 各当事者は、贈収賄および関連行為に関する法令および規制を含むがこれに限定されない、適用されるすべての法令および規制を遵守するものとします。
- 23.2 各当事者は、政府関係者またはその他の者の行為もしくは決定に影響を与える目的で、「契約」もしくは本契約に関連して、またはお客様の場合はStrakerもしくは関連会社（該当する場合）に関して、当該当事者が事業もしくは不適切な利益を取得もしくは保持することを支援するために、直接的もしくは間接的な支払、支払の申し出、または支払の承認（金銭、贈与、約束またはその他のものによるかを問わない）を行っておらず、今後も行わないことを確認するものとします。

24 準拠法

- 24.1 本契約および各「契約」は、当該法域の法律に準拠し、これに従って解釈され、お客様は、当該法域で運営される裁判所（および当該法域で運営される裁判所からの上訴を審理する権利を有する裁判所）の専属的管轄権に服するものとします。

補遺1 - 英国および欧州連盟加盟国のお客様向けのデータ処理に関する補遺

この「データ処理に関する補遺」（そのすべての附属書を含む）（以下「**補遺**」）は、**Straker** とお客様の間で締結された本契約の一部を構成します。本契約は、お客様による**Straker**の製品および/またはサービス（以下「**製品**」）の購入に関するものです。本契約に基づき「製品」をお客様に提供する過程において、**Straker**は、お客様に代わって個人データを処理する場合があります。本補遺は、**Straker**が「製品」の納品に関するかかる処理の限りに関して個人データを処理するための追加の規定、要件および条件を定めるものです。本補遺の条件が本契約の条件と矛盾する場合、別段の記載がある場合を除き、本補遺の条件が優先されるものとします。本補遺で定義されていない用語は、本契約または適用されるデータ保護法で与えられた意味を持つものとします。

1. **データ保護法の遵守。** **Straker**およびお客様は、適宜更新または置き換えられるすべての適用されるデータ保護、プライバシーおよびセキュリティ法（以下「**データ保護法**」）を遵守するものとし、これには、(i) EU一般データ保護規則2016/679（以下「**GDPR**」）、(ii) Privacy and Electronic Communications Directive 2002/58/EC、およびPrivacy and Electronic Communications (EC Directive) Regulations 2003 (SI 2003/2426)を含む適用される国内施行法、(iii) 英国一般データ保護規則（以下「**UK GDPR**」）および英国データ保護法2018、および(iv) スイスFederal Act on Data Protectionが含まれます。

2. **当事者の役割。** 本補遺は、お客様が管理者として、**Straker**が処理者として行動する場合に適用されるものとします。

3. 個人データの処理

- 3.1. **処理の詳細。** **附属書A**では、**Straker**による処理の適用範囲、性質および目的、処理の期間、個人データの種類およびデータ主体のカテゴリーを定めています。
- 3.2. **指示。** お客様は、お客様に代わってかかる個人データを処理するものに**Straker**を任命します。**Straker**は、本契約および本補遺に定めるお客様の指示に従い、「製品」を提供するために別途必要な場合、または両当事者が書面により別途合意した場合にのみ、個人情報を取り扱うものとします。**Straker**は、指示が「データ保護法」に違反する、または違反を起こす原因になると判断した場合、または何らかの理由でお客様の文書による指示に従うことができない場合は、速やかにお客様に通知します。かかる場合に、両当事者は協力して代替案を探すものとします。**Straker**は、本契約に基づく義務を履行するためにのみ、個人データを処理するものとします。
- 3.3. **お客様の責任。** お客様は、本補遺の期間および目的のために、**Straker**へ個人データの合法的な移転を可能にするために、必要なすべての適切な同意および通知があることを確認するものとします。お客様は、お客様の指示に従った個人データの処理において、**Straker**に適用法令に違反させないものとします。

4. セキュリティ

- 4.1. **セキュリティ対策。** **Straker**は、お客様の個人情報を処理するために、少なくとも「**附属書B**」の要件を満たす適切な技術的および組織的措置を講じるものとします。
- 4.2. **侵害通知。** **Straker**は、法律で認められる範囲において、本契約に基づき**Straker**または**Straker**の復処理者が処理するお客様の個人データに影響を及ぼすセキュリティ侵害が発見された場合、不当な遅延なくお客様に通知するものとします。
- 4.3. **要員。** 個人データを処理する（アクセスすることを含む）**Straker**および復処理者の要員は、かかる個人データの機密を保持する義務を負います。

5. 支援

- 5.1. **お客様との協力。** 処理の性質および**Straker**が利用可能な情報を考慮し、**Straker**は、データ主体からの要求に対応し、「データ保護法」に基づく義務を遵守するために、お客様の費用負担で、お客様が合理的に要求するすべての情報および支援を速やかに提供するものとします。
- 5.2. **第三者からの要請。** 適用法で禁止されている場合を除き、**Straker**は、本補遺に基づいて**Straker**または**Straker**の復処理者が処理する個人データに関するデータ主体の要求または規制当局、政府機関もしくは監督当局からの連絡を速やかにお客様に通知するものとします。**Straker**は、お客様から指示される場合を除き、かかる要求には応じませんが、「データ保護法」により要求される場合は、**Straker**はかかる要

求に応じる前に、かかる法的要件をお客様に通知し、お客様がかかる要求に異議を唱える権利または反対する権利を含め、利用可能な法的救済手段を十分に追求する機会を提供するものとします。

5.3. 払い戻し。第5条に従いStrakerの協力および支援が多額の費用を伴う限りで、両当事者は、かかる費用をStrakerに払い戻すよう誠意をもって交渉することに合意するものとします。

6. 個人データの返却と削除。お客様の選択により、Strakerは、本契約の終了時（またはお客様の事前の書面による要請時）に個人データおよびその複製を削除またはお客様に返却するものとしますが、適用法により個人データの長期保存が義務付けられている場合は、Strakerはお客様にその義務を通知し、個人データが安全に削除またはお客様に返却されるまで「データ保護法」を遵守するものとします。

7. 監査

7.1. 監査要件。お客様は、Strakerがお客様に代わって処理者として行動している範囲において、Strakerが「データ保護法」に基づく義務を遵守していることを評価する権利を有します。さらに、お客様は、以下の第7.3項に記載される監査がお客様の監査要件を満たすことに同意し、お客様は、第7.3項に記載される監査を実施するために、Straker への書面による通知により、検査または監査（該当する場合、「標準契約条項」に基づくものを含む）を実施する権利を行使することに同意するものとします。

7.2. 認証。以下の第7.3項で付与される権利を損なうことなく、要求された監査の範囲が、過去12ヶ月以内に適格な第三者監査人によって発行されたISO認証、SOC報告書、または類似の監査報告書で取り扱われ、Strakerが、お客様の要求に応じてかかる報告書を提供することで、監査対象に既知の重大な変更がないことを確認した場合、お客様は、当該報告書で取り扱われているものと同じ対象の監査を要求する代わりに、かかる第三者監査報告書で提示された調査結果を受け入れることに同意するものとします。

7.3. 監査手続。30日以上前に、年1回を超えない頻度で、Strakerに書面で事前に通知した上で、かかる要求に応じるためのStrakerの合理的な費用はお客様が負担するものとし、Strakerは、(i) 情報セキュリティおよびプライバシーポリシーのエグゼクティブサマリーを含むがこれに限定されない、GDPR第28条に準拠していることをお客様に証明するために必要なすべての情報を提供し、(ii) お客様の合理的なプライバシーおよび/またはセキュリティに関するアンケートに協力し、回答するものとします。上記にかかわらず、お客様の監査請求がStrakerの四半期末または年度末に発生した場合、またはStrakerがかかる要求に合理的に対応できないその他の時期に発生した場合、両当事者は、30日以上前に別の期日について相互に合意するものとします。お客様は、かかる監査に先立ち、Strakerが合理的に満足する形式および内容の機密保持契約を締結するものとします。疑義を避けるため、当該契約に含まれるいかなる内容も、お客様がStrakerの他の顧客またはパートナーに関するデータを確認することを許可するものではありません。お客様は、この第7.3項に記載される監査に関する費用および経費を自己負担するものとします。両当事者は、本第7条に基づく権利の行使に際し、Strakerの事業活動の中断を最小限に抑えるため、あらゆる合理的な努力を払うものとします。

8. 復処理者

8.1. 復処理者の任命。お客様は、(a) Strakerが、<https://www.straker.ai/legal-docs/gdpr-sub-processor-register/>で利用可能なStrakerの「登録復処理者」に定められた復処理者（潜在的に復処理者としてのStrakerの関連会社を含む）に関わらせること、および (b) Strakerの復処理者が第三者の復処理者を関わらせることについて、一般的な書面による承認を提供します。StrakerおよびStrakerの各復処理者は、かかる復処理者が提供するサービスの性質に適用される範囲で、本補遺よりも保護義務の程度が高いデータ保護義務を規定する書面による契約を締結するものとします。

8.2. 復処理者リストの変更。StrakerまたはStrakerの関連会社が新たな復処理者を任命した場合（または既存の復処理者を除去した場合）は、オンラインでリストを更新するものとします。お客様は、ウェブページに記載されたメカニズムにより、かかるリストの更新に関するアラートを受信することを選択することができ、お客様がこれを行った場合、Strakerは、お客様が提供した電子メールアドレスに変更を公表する電子メールを送信するものとします。お客様は、Strakerによる復処理者の任命または交替に対し、合理的な根拠に基づいて、Strakerからかかる通知を受領してから15日以内に書面により異議申し立てを行うことができるものとします。お客様が、かかる期間内に異議申し立てを行わない場合、変更は承認されたものとみなされます。お客様が新規復処理者の追加に異議申し立てを行う場合、お客様とStrakerは、両

当事者にとって有益な解決策を見つけるために誠意をもって交渉するものとします。

- 8.3. **標準契約条項に基づく一般的な承認。**「標準契約条項」が適用される場合、両当事者は、「標準契約条項」(モジュール2)第9条(a)に基づき、オプション2(一般的な書面による承認)を選択することに同意するものとします。お客様は、本補遺の第8.2項に記載されている方法で、「標準契約条項」(モジュール2)の第9条(a)に基づき対応する異議申し立ての権利を行使できることを承認し、同意するものとします。
- 8.4. **責任。**Strakerは、個人データの処理に関する復処理者の作為および不作為について、本補遺の条件に基づき、各復処理者のサービスを直接履行する場合と同じ範囲で責任を負うものとします。
- 8.5. **復処理者契約の複製。**両当事者は、「標準契約条項」第9条(c)に基づきお客様が要求する復処理者契約の複製には、「標準契約条項」に関するものではない商業情報や条項は予めStrakerにより削除されている場合があることに同意するものとします。Strakerは、お客様の要求に応じて、独自の裁量で決定される方法でかかる複製を提供するものとします。

9. 個人データの越境移転

- 9.1. データ移転が行われる場合、この「越境移転」の項が適用されます。これは、例えば、「製品」を提供するためにStrakerが処理したお客様のデータが欧州経済領域(以下「EEA」)以外に保存されている場合などです。
- 9.2. **一般的な義務。**Strakerおよびお客様は、「データ保護法」に基づく個人データの越境移転に適用されるすべての要件を遵守するものとします。
- 9.3. **EEAおよび/またはスイスのお客様からStrakerへの移転 - 標準契約条項。**Strakerが本補遺に基づき、欧州委員会またはスイス連邦理事会(該当する場合)により個人データの適切な保護レベルを提供する国として指定されていないEEAまたはスイスに由来する個人データを処理する限りで、両当事者は、[2021年6月4日に採択された欧州委員会実施決定\(EU\) 2021/914の附属書](#)(以下「標準契約条項」)に定める、第三国への個人データの移転に関する「標準契約条項」を締結することに同意するものとし、これは本補遺に組み込まれ、本補遺の一部を構成するものとします。両当事者は、「標準契約条項」について以下の選択を行います。
 - 9.3.1. Strakerは「データ輸入者」であり、お客様は「データ輸出者」であるものとします。
 - 9.3.2. お客様が管理者として、Strakerが処理者として行動する場合、「モジュール2」が適用されるものとします。
 - 9.3.3. オプションの第7条(ドッキング条項)が適用されるものとします。
 - 9.3.4. 第9条(a)のオプション2(書面による一般的な承認)が適用され、その期間は少なくとも15日前までとします。
 - 9.3.5. 第11条(救済)のオプションは適用されないものとします。
 - 9.3.6. 第17条(準拠法)の目的のために、準拠法は本補遺の第10.4.1項に示されるものとします。
 - 9.3.7. 第18条(裁判所および管轄の選択)の目的のために、裁判所および管轄は、本補遺の第10.4.2項に記載されている裁判所とします。
 - 9.3.8. 本補遺の「附属書A」に定めるデータ処理の詳細は、「標準契約条項」の「附属書1」の目的のために適用されるものとします。
 - 9.3.9. 本補遺の「附属書B」に定める技術的および組織的セキュリティ対策は、「標準契約条項」の「附属書2」の目的に適用されるものとします。
 - 9.3.10. 「標準契約条項」がスイスからの個人データの移転に適用される場合、「標準契約条項」の「加盟国」という用語は、「標準契約条項」第18条(c)に従い、スイスのデータ主体が常居所(スイス)で当該権利を訴える可能性を排除するように解釈してはならないものとします。

「標準契約条項」が適用され、本補遺または本契約の規定と矛盾する場合には、「標準契約条項」が優先するものとします。

- 9.4. お客様による英国からStrakerへの移転。Strakerが、本補遺に基づいて、個人データの適切な保護レベルを提供するものとして英国政府に指定されていない国で英国に由来する個人データを処理する限りにおいて、両当事者は、本補遺に組み込まれ、本補遺の一部を構成する、[Information Commissioner's international data transfer addendum, version B1.0](#) (以下「UK Addendum」) に規定される「標準契約条項」の英国の補充契約を締結することに同意するものとします。両当事者は英国の補充契約について以下の選択を行います。

- 9.4.1. 「表1」で、「開始日」とは、Strakerからお客様への「製品」の提供が開始される日をいい、当事者はお客様（輸出者として）およびStraker（輸入者として）とします。
- 9.4.2. 「表2」で、「補充契約EU SCC」は、上記の第9.3項で選択済みの「標準契約条項」とします。
- 9.4.3. 「表3」で、「付属情報」は上記第9.3項に記載されている通りとします。
- 9.4.4. 「表4」では、「輸出者」のオプションを選択するものとします。

UK Addendumが適用され、本補遺または本契約の規定と矛盾が生じた場合は、UK Addendumが優先するものとします。

- 9.5. 代替のデータ輸出解決策。両当事者は、StrakerがEEA、英国またはスイスからの個人データの合法的な移転（「データ保護法」で認識されているとおり）のために代替のデータ輸出解決策を採用する場合、およびその限りにおいて、第9.3項および/または第9.4項で特定されているデータ輸出解決策が適用されない場合があることに同意するものとし、この場合に、両当事者は、かかる解決策を導入するために合理的に協力するものとします。

10. 雑則

- 10.1.1. 解釈。「を含む」および類似の表現に先行する語は、これらの語に続く語の意味を制限するものではありません。
- 10.2. 完全合意。本補遺は、両当事者間の既存のデータ処理に関する補遺（プライバシーに関する補遺を含む）、添付書類または別紙（標準契約条項を含む）に置き換わり、これに優先するものとします。セキュリティに関連するあらゆる補遺、添付書類、または別紙は存続し、「**附属書B**」に定められたあらゆるセキュリティ対策を補完するものとします。Strakerがデータ保護に関する管理的、物理的、または技術的な防止措置を含む情報セキュリティを規定するために、お客様と締結したその他の契約と「**附属書B**」の間に矛盾がある場合、よりデータ保護義務が高い規定が優先するものとします。
- 10.3. 責任。本補遺に基づく各当事者および各当事者の関連会社の責任は、本契約に定める責任の除外事項および制限事項になるものとします。
- 10.4. 準拠法および法域。適用される「データ保護法」により別段の要求がある場合を除き：
- 10.4.1. 本補遺およびその主題もしくは成立に起因または関連して生じるあらゆる紛争または請求（非契約上の紛争または請求を含む）は、本契約に規定される法域の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとします。
- 10.4.2. 各当事者は、本補遺またはその主題もしくは成立に起因または関連して生じる紛争または請求（非契約上の紛争または請求を含む）を解決する専属的管轄権を、本契約に規定される法域の裁判所が有することに対して、取消不能で同意するものとします。
- 10.5. 補遺の解約。本補遺は、本契約の解約または失効と同時に自動的に解約するものとします。

附属書A

個人データの処理目的および詳細

A. 当事者リスト

データ輸出者:

法人: **お客様**

役割 (管理者／処理者): 管理者

これらのSCCに基づき移転されるデータに関連する活動: データ輸出者は、データ輸入者から、本補遺に基づき詳述される個人データの移転を伴う「製品」を受領するものとします。

データ輸入者:

法人: **Straker**

役割 (管理者／処理者): 処理者

データ保護に関する担当者の氏名、役職および連絡先: **Merryn Straker** (最高執行責任者) dataprivacy@straker.ai

これらのSCCに基づき移転されるデータに関連する活動: データ輸入者は、データ輸出者に、本補遺に基づき詳述される個人データの移転を伴う「製品」を提供するものとします。

移転の説明

お客様のデータの保管場所

お客様のデータは、「製品」の提供のために、**Straker**が、ドイツのフランクフルトのIBM Softlayerに保管します。

個人データが移転され処理されるデータ主体のカテゴリー

お客様は、**Straker**が「製品」を提供できるようにするために、**Straker**に個人データを提出する場合があります、その範囲は、お客様が独自の裁量で決定し管理するものとし、以下のデータ主体のカテゴリーに関連する個人データが含まれる場合がありますが、これらに限定されないものとします。

- お客様の従業員、顧客、ビジネスパートナー、ベンダー (自然人)
- お客様の顧客、ビジネスパートナー、ベンダーの従業員または担当者 (いずれも自然人)
- お客様が「製品」の使用を許可した従業員、代理人、顧問、契約者、またはユーザー (自然人)

移転および処理される個人データのカテゴリー:

お客様は、**Straker**が「製品」を提供できるようにするために、**Straker**に個人データを提出する場合があります、その範囲は、お客様が独自の裁量で決定し管理するものとし、これには以下が含まれる場合がありますが、これらに限定されないものとします。

- 氏名および敬称
- 雇用主と役職
- 連絡先情報 (電子メール、ユーザー名、携帯電話番号、業務上の住所)
- 「製品」を使用するためのログイン情報
- デバイス識別データ (デバイスID)
- 電子識別データ (IPアドレス、MACアドレス)

- 技術データ（オペレーティングシステムの情報、ソフトウェアのログ、クラッシュレポート）

移転される機密データ（該当する場合）および適用される制限または防止措置:

機密データは、お客様が本契約に従って記載された「製品」の提供のためにかかるデータをStrakerに転送する必要がある場合に限り、お客様からStrakerに転送される場合があります。かかるデータの処理に適用される防止措置は、本補遺の「附属書B」に記載されている通りです。

移転の頻度:

単一の移転、すなわちお客様への「製品」の提供を行うたびにその都度、個人データの移転が必要となります。

処理の性質と目的:

Strakerは、本契約に基づき「製品」を提供するために必要な個人情報を、「製品」の使用においてお客様の指示に従い（本補遺に明示的に定められているとおり）処理するものとします。これには、データ保管、データ修正、デバッグ、トラブルシューティング、サポートおよび保守、データの分析および分類、継続的な製品の改善および更新が含まれる場合があります。

データの移転および処理の事業目的

Strakerは、本契約に基づき「製品」を提供するために必要な目的で個人情報を、「製品」の使用においてお客様の指示に従い（本補遺に明示的に定められているとおり）処理するものとします。

個人データの保管期間、またはそれが不可能な場合は、その期間を決定するために使用される基準:

個人データは、本契約に基づきStrakerが「製品」を提供するために必要な限り保持されるものとします。

復処理者への移転については、処理の対象分野、性質、期間も以下のとおり明記します。

データ輸入者がデータ輸出者に「製品」を提供するために必要な期間、本補遺の「付属書C」に定められている処理の内容および性質。

C. 管轄監督当局

「標準契約条項」の第13項に従い、管轄監督当局を以下のとおり特定します

データ輸出者（お客様）がEU加盟国に設立されている場合、データ移転に関してデータ輸出者によるRegulation (EU) 2016/679の遵守を確保する責任を有する監督当局が管轄監督当局として行動するものとします。

附属書B

技術的および組織的対策

本附属書では、SaaS（Software-as-a-Service）ベースのプロバイダーであるStrakerが、EU一般データ保護規則（GDPR）およびISO 27001規格に準拠して採用しているセキュリティ対策について説明します。当社のサービスは、世界最高水準のセキュリティ対策を提供するIBM CloudとAmazon Web Services（AWS）の両方でホストされています。

I. 技術的対策

1. コンプライアンス:

当社の「情報セキュリティ・マネジメント・システム」（以下「ISMS」）は、ISO27001の認証を受けており、セキュリティに関連する管理、ポリシー、手順のすべての枠組みを提供しています。

2. アクセス制御:

当社のアクセス制御ポリシーは、不正なシステムアクセスを物理的および電子的に防止するよう設計された、物理的、電子的、および手続き上の防止措置を導入していることを保証するものです。

3. システムアクセス制御:

当社は、厳格なユーザー認証および権限付与のプロトコルを確立し、またクラウドホスティングプロバイダーであるIBM CloudおよびAWSを通じて利用可能なその他のセキュリティ対策を採用しています。

4. データアクセス制御:

当社では、当社のシステム内のデータアクセスを厳格に制御および管理しており、最小権限のポリシーを遵守し、アクセスを業務上アクセスが必要な従業員に限定しています。

5. 伝送制御:

当社は、HTTPSやTransport Layer Security（最小バージョンTLS v.1.2）などの暗号化技術を使用してデータの伝送を保護しています。

6. ホスティングサービスのセキュリティ:

当社のシステムは、ティア1のデータセンタープロバイダーとして物理的およびネットワークセキュリティを保証するIBM CloudとAWSでホストされています。さらに、当社のISMSには、リスク管理フレームワーク、セキュリティポリシー、脆弱性管理手順が含まれており、これらは定期的に見直され、テストされています。

7. データのバックアップ:

IBM CloudおよびAWSは、堅牢なデータバックアップオプションを提供し、当社は、データの重要な継続性ならびに高可用性を確保するために、災害復旧戦略、システムの冗長化、およびスケーラブルなインフラストラクチャーを実装しています。

II. 組織的対策

1. スタッフのトレーニング:

当社のISMSの要件に沿って、当社の従業員は、データ保護法、GDPR、および情報セキュリティに関する広範かつ定期的なトレーニングを受けています。すべてのスタッフはこれらの法律とガイドラインに従う義務があります。

2. データ保護責任者:

データ保護責任者（DPO）は、当社のGDPR遵守を監督するために任命され、当社のISMS内でこの責任を担い、データセキュリティ基準を確保し、データ保護に関するすべての問い合わせの窓口として機能します。

3. データアクセスポリシー:

GDPRとISO 27001の原則を支持し、データ処理に直接関与する従業員のみ個人データへのアクセスを制限するアクセスポリシーを制定しています。

4. データ侵害:

当社は、GDPR、当社のISMSのインシデント管理要件、およびIBM CloudならびにAWSのインシデント対応フレームワークに従って、データ侵害を管理するための包括的な手順を備えています。

5. データの最小化:

当社は、GDPRに基づき、当社のサービスの履行のために必要なデータのみを収集、処理、および保存します。

6. 契約条項:

GDPRおよびISO 27001に準拠した条項がすべての契約に盛り込まれ、データの安全な処理が保証されています。

附属書C

復処理者のリスト

管理者は、復処理者の使用を許可しています。復処理者のリストは、www.straker.ai/legal-docs/gdpr-sub-processor-registerに掲載されています。

補遺2 - カリフォルニア州のお客様向けのデータ処理に関する補遺

本「データ処理に関する補遺」（以下「**補遺**」）は、**Straker** とお客様（以下総称して「**両当事者**」）との間の本契約の一部を構成します。

1. 対象および期間

本補遺は、お客様の本契約の履行に関連するお客様の個人データの処理に関するデータ保護法を遵守するという両当事者のコミットメントを反映したものです。

本補遺で明示的に定義されていない当該用語はすべて、本契約で与えられた意味を持つものとします。本補遺の文言が本契約と矛盾する場合、およびその範囲において、本補遺が優先するものとします。

本補遺は、本契約の発効日に法的拘束力を持ち、本契約に明記された関係が終了するまで、法的拘束力を持つものとします。

2. 定義

本補遺の目的のために、以下の用語および本補遺の本文内で定義された用語が適用されます。

- (a) 「**データ処理者**」は、「**データ管理者**」に代わって個人データを処理する事業体として定義されます。
- (b) 「**データ管理者**」とは、米国のカリフォルニア州消費者プライバシー法（以下「**CCPA**」）に基づき定義される、個人データの処理の目的および手段を決定する事業体のことです。
- (c) 「**データ保護法**」とは、**CCPA**を意味します。
- (d) 「**個人データ**」とは、お客様に代わって**Straker**が「処理」する「個人データ」を意味し、「データ保護法」に基づき「個人データ」および／または「個人情報」という用語に割り当てられた意味を有するものとします。
- (e) 「**処理**」とは、「データ保護法」に基づき、処理（処理、処理済み、処理中を含む）という用語に割り当てられた意味を有するものとします。
- (f) 「**販売**」は**CCPA**において広義に定義されており、消費者の個人情報を、口頭、書面、電子的またはその他の手段により、他の企業または第三者に、金銭的またはその他の価値ある対価で販売、賃貸、公開、開示、配布、利用可能にすること、移転、またはその他の方法で伝達することを含みます。
- (g) 「**セキュリティインシデント**」とは、「個人データ」の偶発的または違法な破壊、紛失、改ざん、不正な開示、またはアクセスにつながるセキュリティ侵害を意味します。
- (h) 「**第三者**」とは、「個人データ」を「処理」する**Straker**の認定契約者、請負業者、代理人、ベンダーおよび第三者サービスプロバイダー（すなわち、復処理者）を意味します。

3. データの管理および処理

- (a) お客様および**Straker**は、「データ保護法」の目的のために、本契約に基づく「サービス」の提供において受領した「個人データ」について、お客様は「データ管理者」であり、**Straker**は「データ処理者」であることを承認するものとします。
- (b) さらに、**Straker**は、欧州連合における一般データ保護規則（**GDPR**）などの適切なデータ保護法の防止措置が講じられていること、およびその移転が**CCPA**に従って行われることを確認することなく、「個人データ」を米国外のいかなる国にも移転しないことを確認します。

4. 情報およびデータのセキュリティ

- (a) **Straker**は、「クライアントポータル」および「クライアントポータル」に保存されたお客様のデータへの不正アクセスを防止するため、合理的と考えられる対策を講じるものとします。特に、**Straker**は、「クライアントポータル」に保存されるすべての「個人データ」を保護するために適切な手順を踏みます。これらの手順には、「クライアントポータル」が安全に設定されていること、脆弱性が特定された場合に対処されていること、アップデートやパッチがリリースされたときに適用されていること、パスワードが暗号化されていること、アクセス権が適切に管理されていることなどを確認することが含まれます。

- (b) Strakerは、「データ処理者」として、本契約に記載されているとおり、「サービス」をお客様に提供するために必要な範囲および方法でのみ、「個人データ」を処理するものとします。
- (c) Strakerは、お客様の書面による事前の同意を得ることなく、またGDPRなどの適用されるデータ保護法を遵守することなく、米国外に所在する個人または事業体に「個人データ」を開示しないものとします。
- (d) Strakerは、「個人データ」を違法な処理から保護し、偶発的な損失、破壊、損傷、改ざんまたは開示から保護するために、適切な技術的措置を講じるものとします。これらの措置は、「個人データ」の性質を考慮し、不正または違法な処理、偶発的な損失、破壊または損傷の結果生じる可能性のある損害に対して適切に講じられる必要があります。
- (e) お客様は、「クライアントポータル」および「翻訳校正プラットフォーム」の使用について、ユーザーに確実に指導することに同意するものとし、Strakerは、国際法またはUK-GDPR法に違反する可能性のある活動、または「クライアントポータル」のパフォーマンスまたはお客様のユーザーによる継続的な使用に何らかの形で影響を及ぼす可能性のある活動に関わっている、またはその可能性があるとしてStrakerに合理的に疑われるお客様のユーザーによる「クライアントポータル」へのアクセスを削除またはブロックする権利を留保するものとします。
- (f) Strakerは、「個人データ」を「販売」の目的で利用可能にすることはありません。

5. 文書による指示

- (a) StrakerおよびStrakerの「第三者」は、本契約、本補遺および「データ保護法」に従い、「サービス」をお客様に提供するためにのみ、かつ「サービス」をお客様に提供するために必要な範囲でのみ、「個人データ」を「処理」するものとします。
- (b) Strakerは、お客様の指示と適用される法律との間に矛盾があると合理的に考えられる場合、またはお客様の指示と矛盾する方法で「個人データ」を「処理」しようとする場合には、法律上禁止されている場合を除き、お客様に書面で通知します。

6. 「第三者」利用の承認

お客様は、本契約に基づくStrakerの契約上の義務を履行するために必要な範囲で、本契約により、(i) Strakerが「第三者」に関わらせること、および(ii)「第三者」が復処理者に関わらせることを承認するものとします。

7. 機密保持

Strakerは、「個人データ」を「処理」する権限を付与された個人または「第三者」が、かかる情報の機密性を維持することに契約上同意すること、または適切な機密保持の法的義務に従うことを保証します。

8. 個人情報に関するお問い合わせおよび要請

Strakerは、「データ保護法」に基づき付与された「個人データ」に関する権利を行使する個人からの要請に関し、合理的な支援を提供し、お客様からのすべての合理的な指示に従うことに同意するものとします。

9. 実証可能な順守

Strakerは、「データ保護法」に従い、「処理」に関する記録を保存することに同意します。

10. セキュリティーインシデント

a) セキュリティーインシデントに関する手順

Strakerは、「セキュリティインシデント」を検知し、対応し、その他の方法で対処するために、以下の手順を含むポリシーおよび手順を導入し、これに従います。

- (i) 合理的に疑われる「セキュリティインシデント」または既知の「セキュリティインシデント」を特定し、対応し、「セキュリティインシデント」が及ぼす有害な影響を軽減し、「セキュリティインシデント」ならびにその結果を文書化すること。
- (ii) 「個人データ」の可用性または「個人データ」へのアクセスを適時に回復すること。

b) 通知

Strakerは、「セキュリティインシデント」が発生したことを知った場合、またはその疑いがあると合理的に判断した場合、過度な遅延なく（ただし、いかなる場合も24時間を超えない）、お客様の連絡窓口（POC）に速やかに書面で通知することに同意するものとします。

c) 是正措置

お客様は、「セキュリティインシデント」の調査および対応に参加する権利を有し、Strakerは、「セキュリティインシデント」によって生じた損害または潜在的な損害の調査および是正措置に全面的に協力することに同意するものとします。

11. データの保管および削除

(a) データの保管。Strakerは、「個人データ」の保管に関して、以下を遵守します:

Strakerは、本契約に基づく「サービス」の履行に必要な場合を除き、「個人データ」を保管または保持しません。

(b) データの削除。Strakerは、「個人データ」の削除に関して、以下を遵守します:

- (i) Strakerは、本契約の満了または終了後30暦日以内に、またはお客様から要請があった場合はそれよりも早く、「個人データ」のすべてのコピー（自動的に作成されたアーカイブコピーを含む）を安全に破棄するものとします。
- (ii) お客様の要請に応じて、Strakerは、30日以内にすべての「個人データ」のコピーをお客様に速やかに返却するものとし、お客様が「個人データ」の削除を希望される場合には、上記(b)(i)に定めるところにより削除するものとします。

12. 連絡先住所

サービスプロバイダーおよびStrakerは、プライバシーおよびセキュリティに関する緊急の問題についての連絡窓口（以下「指定POC」）を指定することに同意するものとします。両当事者の「指定POC」は以下の通りです:

- Strakerの指定POC： Merryn Straker（データ・プライバシー・オフィサー）。

注記: 本プライバシーポリシーの英語の正文は、<https://www.straker.ai/legal/terms-and-conditions> で参照できます。本プライバシーポリシーの正文と翻訳版に矛盾が生じる場合は、オリジナル言語の正文が優先するものとします。

附則 – 日本国のお客様向けのサービスに関する附則

この「日本国のお客様向けのサービスに関する附則」（以下「本附則」といいます。）は、日本国のお客様がStrakerのサービスを利用するための追加の規定、要件および条件を定めるものです。本附則の条件が本契約の条件と矛盾する場合、別段の記載がある場合を除き、本附則の条件が優先されるものとします。本附則における用語の定義は、本附則で別途定義されている場合を除き、本契約の定義にしたがうものとします。

1. サービスの内容

Strakerは、日本国のお客様向けに以下のサービスを提供します。これらのサービスは、Strakerが提供する顧客向けオンラインポータルであるStraker AI Cloud上で提供されるものとします。

- 1.1. 「**翻訳検証サービス**」 生成AIによる翻訳及び翻訳の品質の評価・検証並びに「Strakerの翻訳者」による検証を含む翻訳検証サービスを指します。当該サービスがお客様に対して提供される場合は、「承認済みの見積」に記載されます。
- 1.2. 「**決算情報高速翻訳サービス**」 生成AIを用いた投資家向け企業決算情報の翻訳、要約等を提供するサービスを指し、Strakerが提供することを合意した場合には、AI又は「Strakerの翻訳者」による検証を含みます。当該サービスがお客様に対して提供される場合は、「承認済みの見積」に記載されます。
- 1.3. 「**翻訳連携サービス**」 Strakerが提携する外部事業者が提供するチャットツール、web会議ツールその他のオンラインコミュニケーションツールと、Strakerの提供するアプリケーションを連携することで、オンラインコミュニケーションにおけるリアルタイムの翻訳、字幕等を作成するサービスを指します。当該サービスがお客様に対して提供される場合は、「承認済みの見積」に記載されます。
- 1.4. 「**その他のサービス**」 本契約における「サービス」（「AI検証サービス」、「デスクトップ・パブリッシング・サービス」、「編集サービス」、「ヒューマン・イン・ザ・ループ・ローカリゼーションサービス」、「通訳サービス」、「機械翻訳サービス」、「レビューサービス」、「字幕作成サービス」、「文字起こしサービス」、「翻訳サービス」、「ボイスオーバーサービス」その他のStrakerが別途提供することを明示的に指定したサービスのいずれか1つまたはこれらを組み合わせたもの）に該当するサービスを指します。当該サービスがお客様に対して提供される場合は、「承認済みの見積」に記載されます。

2. 利用条件

日本国におけるStrakerのサービスの利用には、以下の条件が適用されるものとします。

- 2.1. 日本国においてStrakerのサービスを利用することができるお客様は、法人又は個人事業者のお客様に限られます。
- 2.2. お客様は、自らの事業の営業に利用する目的においてのみ、Strakerのサービスを利用することができます。
- 2.3. Strakerは、お客様が利用条件を満たしていることを確認するため、法人番号、適格請求書事業者登録番号その他の情報を提供するようにお客様に求めることができ、お客様は、Strakerの要求に基づいて直にかかる情報を提供するものとします。
- 2.4. Strakerは、お客様が利用条件を満たしていることが確認できない場合、お客様によるStrakerのサービスの利用を拒否することができるものとします。
- 2.5. お客様は、Strakerから別段の指定がない限り、Strakerに対して原文資料を提出する場合、Word形式のファイルをStraker AI Cloud上で提出するものとします。

3. 外部事業者が提供するサービスの利用

お客様が、翻訳連携サービスその他のサービスの利用にあたり、Strakerが提携する外部事業者が提供するサービスを利用する場合には、以下の条件が適用されるものとします。

- 3.1. お客様は、当該外部事業者の定める利用条件、利用規約その他の規則をお客様自身において確認し、お客様の責任において利用するものとします。

- 3.2. 当該外部事業者の債務不履行等によりお客様がサービスを利用できなくなった場合、お客様と当該外部事業者との間で何らかの紛争が生じた場合であっても、**Straker**は一切の責任を負わないものとします。

4. 個人情報の取扱い

Straker は、お客様から提供を受けた個人情報を、Straker が定めるプライバシーポリシー (<https://cdn.sanity.io/files/dyk0rv2o/production/d334c6b54cd1b35a4a1cbe18e4dc976f7fafa523.pdf>) にしたがって、取り扱うものとします。お客様は、Strakerによるサービスの提供、同サービスに関連する情報の提供、本契約、本附則又は上記プライバシーポリシーで定める目的のために、個人情報を収集、利用、開示、提供、保存および廃棄することに同意するものとし、そのために本人の同意が必要である場合には、その同意を取得するものとします。

5. 反社会的勢力の排除

お客様は、Strakerに対して、以下の事項を表明・確約するものとし、お客様が当該表明・確約に違反した場合には、Strakerは、本契約の解除、サービスの提供の停止その他の必要な措置をとることができるものとします。

- 5.1. 経営者、役員、重要な地位にある従業員、主要株主その他経営に関与する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」といいます。）に該当せず、将来にわたって該当しないこと
- 5.2. 反社会的勢力等が経営に関与している関係、反社会的勢力等を利用している関係、反社会的勢力等に対して資金その他の便益を供与している関係、その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、将来にわたっても有さないこと
- 5.3. 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行わないこと

6. その他

日本国におけるStrakerのサービスの利用に関し、上記に定める以外の条件については、本契約の各条項が適用されるものとします。かかる適用にあたっては、本契約における「成果物」に本附則第1条各号に定めるサービスの成果物も含むと解釈するなど、合理的に読み替えて適用するものとします。

附則 – 日本国総代理店経由でサービスを利用されるお客様向けの附則 (2025年3月3日)

この「日本国総代理店経由でサービスを利用されるお客様向けの附則」(以下「本附則」といいます。)は、日本国のお客様がStrakerの総代理店経由でサービスを利用するための条件を定めるものです。本附則の条件が本契約(Strakerの定める「一般利用規約」)をいい、その後の変更または更新を含むものとします。)の条件と矛盾する場合、別段の記載がある場合を除き、本附則の条件が優先されるものとします。本附則における用語の定義は、本附則で別途定義されている場合を除き、本契約の定義にしたがうものとします。

7. 用語の定義

「再販者」とは、Strakerに代わり「サービス」の見積、契約、請求、代金回収等を行う日本国総代理店、または日本国総代理店の販売代理店を指します。

「与信取引アカウント」とは、お客様が再販者の審査を経て利用可能になったアカウントを指します。

「法域」とは、日本を意味します。

8. 本契約の見積、注文(追加購入を含む)、請求、支払い、解約、払い戻し等の手続きは再販者を通して行われるものとし、お客様は当該手続きが必要な場合は再販者に要求するものとします。再販者は、これらの手続きを遂行するために必要な限度において、お客様との間で、手続きに関する条件を別途合意することができ、その場合、お客様と再販者の間の当該条件が、本契約および本附則に優先して適用されるものとします。
9. 本契約における「サービス」の中には、再販者にて取扱いのないサービスがあります。対象「サービス」については再販者にお問い合わせください。

10. 本契約の変更

4.5条は適用されないものとします。

8.1条を次のとおりとします

お客様は、特定の機能またはサービスにアクセスする、または支払いを行うために、使用することで消費されるトークン(以下「トークン」)を発行される場合があります。お客様が使用する資格のある「トークン」に関する詳細は、「クライアントポータル」上に記載されます。「トークン」は、再販者を通じて追加料金にて購入することができます。

8.5条を次のとおりとします。

お客様が、「与信取引アカウント」を持っている場合、「トークン」は期限が切れません。ただし、「トークン」は本契約の解約または失効と同時に自動的に取り消されます。

11.2条を次のとおりとします。

いずれの当事者も、いかなる「機密情報」も開示することはできません。ただし、以下の場合を除きます。なお、以下いずれかに該当する者へ「機密情報」を開示したときは、それらの者に対しても自らの機密保持義務と同等の義務を負わせるものとし、それらの者の機密保持義務違反に関しては、自らの機密保持義務違反として責任を負うものとします。

- (a) 自社の取締役、従業員、「Strakerの翻訳者」、契約者、請負業者に対し、「契約」の履行に必要な範囲で開示する場合。
- (b) 他方当事者が事前に書面で同意した場合。
- (c) 専門顧問に開示する場合。